

**令和7年度
三条市安全・安心なまちづくり推進計画
進捗状況の評価**

**三条市市民部環境課
令和8年3月25日**

1 計画概要

I 意識づくり

市民一人一人の防犯意識を高めるため、広報啓発活動等の事業を実施する。

事業No.	事業名	令和7年度成果目標	担当課	記載P
1 広報啓発活動	I-1-① 自転車鍵かけ運動	・警察と連携して、ロックの日鍵かけ運動を行い、市民の防犯意識啓発を高めることで自転車窃盗件数の減少を目指す。 【ロックの日】2回	環境課	P4
	I-1-② スーパー等における街頭啓発活動	・特殊詐欺等被害防止啓発活動を定期的、又は被害状況等に応じて臨機的行うことで、効率良く市民の防犯意識啓発を図る。	環境課	
	I-1-③ 特殊詐欺被害防止に係る周知	・特殊詐欺被害防止に貢献した個人等に感謝状を贈呈することによって、社会全体で特殊詐欺被害を防止する機運を醸成する。	環境課	
	I-1-④ 広報、ホームページへの掲載及びX（旧ツイッター）等での発信	・市ホームページ、広報さんじょう等を活用して様々な防犯情報等を周知することで、市民の防犯意識向上と犯罪被害防止に努める。	環境課、市民窓口課	
	I-1-⑤ 犯罪被害者等支援情報等の周知	・市ホームページ、チラシ等を活用して犯罪被害者等支援を周知することで、市民の意識向上に努める。	環境課	
2 情報発信	I-2-① 三条市メール（防犯情報）の配信等	・不審者情報の配信を通じて児童生徒の安全を確保する。また、犯罪、消費者被害対策として、速やかに確実な情報を収集し、市民に必要な情報を提供することで犯罪等被害防止を図る。	環境課、学校教育課、市民窓口課、行政課	P4
	I-2-② 事業者への情報提供、意識啓発	・事業者への防犯に対する意識啓発とともに、犯罪被害者等への理解や支援制度を周知させるため、商工会議所等の事業者団体を介して事業者へ情報提供を行い、犯罪被害者等を皆で支える地域社会づくりを進める。	環境課	
3 教室・教育の充実	I-3-① 薬物乱用防止教室等の特別授業	・全中学校・義務教育学校後期課程で実施する。 ・小学校・義務教育学校前期課程での実施率向上を目指す。	学校教育課	P5
	I-3-② 関係機関と連携した児童・生徒への指導	・いじめ・不登校対応研修会2回実施 ・不登校児童生徒への対応力向上研修1回実施 ・三条市学校警察等連絡協議会1回実施 ・子ども若者・総合サポートシステム児童生徒支援部会2回実施	学校教育課	
	I-3-③ 高齢者教室と連携した防犯講話	・高齢者が集まる機会を捉えて特殊詐欺等被害防止の講話を行い、高齢者の防犯意識向上を図る。	環境課	

1 計画概要

Ⅱ 地域づくり

犯罪の芽を摘む最も身近な監視役である地域の自主活動の促進等を図る。

事業No.	事業名	令和7年度成果目標	担当課	記載P
1 自主活動の促進	Ⅱ-1-① 防犯パトロールグッズの斡旋	・ 支援を継続的に行っていくことで、地域の主体的な防犯活動を後押しする。	環境課	P 5
	Ⅱ-1-② 防犯協会負担金	・ 防犯協会の事業に対して財政支援を行うことにより、市民生活の防犯意識の底上げに貢献する。 ・ 学校、地域、金融機関等あらゆる市民層の防犯意識の底上げを図る。	環境課	
	Ⅱ-1-③ 防犯カメラの設置等	・ 通学路への防犯カメラの設置を進める。	環境課	
2 防犯力の向上	Ⅱ-2-① 登下校時等の見守りパトロール	・ 児童生徒が安全に登下校できるように、PTAや自治会と協力しながら見守り体制の充実を図る。	学校教育課	P 6
	Ⅱ-2-② 子ども110番の家	・ 子ども110番の家の現状把握に努め、周知を図る。	学校教育課(環境課)	
3 高齢者・子どもの安全確保	Ⅱ-3-① 高齢者家庭訪問	・ 市内各地域において従来の取組を継続することで高齢者との信頼関係を築き、特殊詐欺被害防止へと繋げる。 ・ 目標値：特殊詐欺被害の前年比減少	環境課	
	Ⅱ-3-② 高齢者への情報提供	・ 消費者被害に関する市民の意識・知見の向上と消費者被害の未然防止	地域包括ケア推進課	
	Ⅱ-3-③ 高齢者等見守り事業	・ 地域住民による支え合い体制の構築、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の形成	高齢介護課	
	Ⅱ-3-④ 不審者情報の共有化	・ 警察署等の関係機関と連携を図り、児童生徒に危険がある事案については各学校からのメール配信を通じて迅速に保護者等へ周知、注意喚起を行い、犯罪被害の防止を徹底する。	環境課、子育て支援課、学校教育課	

1 計画概要

Ⅲ 環境づくり

ハード、ソフトの両面から、犯罪が起こりにくいまちづくりのための環境整備を進め、安全確保を図る。

事業No.	事業名	令和7年度成果目標	担当課	記載P
1 学校・通学路・駅等における安全確保	Ⅲ-1-① 青少年指導委員によるパトロール	・ 犯罪抑止効果のある青色回転灯積載車の活用を図りながら、犯罪被害に合わないための効果的な巡回設定や大人・子ども両方に引き続き広報・啓発に努める。	子育て支援課	P 7
	Ⅲ-1-② 敷地内パトロール	・ 青色回転灯搭載車両を使用し、目に見える「犯罪抑止活動」を継続して実施する。また、巡回時、各コース内の小・中・高等学校周辺の継続的な巡視を行う。	子育て支援課	
	Ⅲ-1-③ 市職員による青色回転灯パトロール	・ 青色回転灯パトロールの実施可能な体制を維持しながら、職員にパトロールの呼びかけを行う。	環境課	
	Ⅲ-1-④ 三条市通学路安全推進会議	・ 通学路危険箇所の改善要望について、具体的な協議を進める。（学校教育課） ・ 改善要望箇所の検討と改善を進める。（環境課）	学校教育課(環境課、建設課)	
2 道路・公園等における安全確保	Ⅲ-2-① 防犯灯、街灯の整備	・ 地域からの要望に応えられるよう、早期設置を目指す。 【目標：年間50灯】	建設課	P 8
	Ⅲ-2-② 公園の整備	・ 適時、適切で計画的な管理を徹底する。	建設課	
	Ⅲ-2-③ 自転車駐車場及び自転車駐車場の管理	・ 定期的な駐輪場整理、放置自転車調査等を通して駐輪場の管理を適切に行い、自転車盗難等の犯罪被害を未然に防ぐ。	環境課	
	Ⅲ-2-④ 空家等の適正管理	・ 未改善の特定空家（84件）所有者等に対して、改善が見られるまで継続的に助言・指導を行う。	環境課	
3 住宅の防犯性向上と相談体制の整備	Ⅲ-3-① 住宅等の防犯対策チラシの設置	・ 様々な市民層が訪れる市役所という場所を活用し、効果的な情報提供に努める。	環境課	
	Ⅲ-3-② 市民なんでも相談	・ 相談者が、安心して相談できるように確かな情報を収集し、トラブルが解決するよう努める。	市民窓口課	
	Ⅲ-3-③ 相談体制の整備	・ 関係部署との連携を推し進め、的確な相談が行えるよう努める。	市民窓口課、環境課	

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

I 意識づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
I-1-①	自転車鍵かけ運動	・6月9日に三条警察署主催で自転車の鍵かけを目的としたチラシ配布を行った。（当市担当職員参加） ・自転車盗難発生件数は、令和6年：96件、令和7年：60件であり、前年比で36件減少した。	・警察と連携して、ロックの日鍵かけ運動を行い、市民の防犯意識啓発を高めることで自転車窃盗件数の減少を目指す。 【ロックの日】2回	B
I-1-②	スーパー等における街頭啓発活動	・三条警察署が中心となり、銀行やスーパーにおいて、11回の広報・啓発活動を行った。（うち3回市も共同で実施） ※令和8年2月9日時点 ・上記活動のうち、令和7年9月11日及び12日に特殊詐欺被害防止のため、三条警察署と連携し、国際電話利用休止手続き受付ブースを庁舎内に設置して広報を実施した。 【評価Aの理由】 例年になかった国際電話利用休止手続きに関する広報を実施し、2日間で窓口において、同手続きの申込が合計21件あった。	・特殊詐欺等被害防止広報・啓発活動を定期的、又は被害状況等に応じて臨機的に行うことで効率良く市民の防犯意識啓発を図る。	A
I-1-③	特殊詐欺被害防止に係る周知	・市に来庁された高齢者へ向けて窓口に啓発チラシを設置し、注意喚起した。 ・燕三条FMで、「特殊詐欺被害の防止」として、周知と注意喚起を行った。 ・警察と合同で、金融機関やドラッグストア等で特殊詐欺被害防止に貢献された事業者や個人に対して、感謝状を贈呈した。（感謝状贈呈式4回／計10事案）	・特殊詐欺被害防止に貢献した個人等に感謝状を贈呈することによって、社会全体で特殊詐欺被害を防止する機運を醸成する。	B
I-1-④	広報、ホームページへの掲載及びX（旧ツイッター）等での発信	・特殊詐欺前兆事案、不審者事案等の防犯情報を市ホームページに掲載し、XやLINEも活用して注意喚起したほか、燕三条FMなどでも周知及び注意喚起を行った。（環境課） ・偶数月の広報さんじょうで「ストップ消費者被害」として相談事例やその対処法についての記事を掲載し、同内容を市ホームページにより周知した。（市民窓口課） ・燕三条FMに毎月1回「気をつけてこんな相談ありました」として特殊詐欺等の周知をした。（市民窓口課）	・引き続きホームページ掲載等により呼びかけを行うとともに、市民が多く集まる機会を捉えて広報活動を行っていく。（環境課） ・引き続き、相談の多い案件を中心に偶数月の広報さんじょうで「ストップ消費者被害」を掲載し、消費者被害の未然防止に努める。（市民窓口課）	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

I 意識づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
I-1-⑤	犯罪被害者等支援情報等の周知	・窓口に啓発チラシを設置、また燕三条FMで犯罪被害者等支援について周知を行った。 ・県主催の「犯罪被害者等支援を考える新潟県縦断パネル展」を三条市でも開催し（三条東公民館、R7.10/23～11/3）、犯罪被害者等支援の周知を図った。 【評価Aの理由】 県が主催し、例年一部市町村において実施している「犯罪被害者等支援を考える新潟県縦断パネル展」を本年は三条市でも開催し、犯罪被害者等支援の周知を実施したため。	・市ホームページ、チラシ等を活用して犯罪被害者等支援を周知することで、市民の意識向上に努める。	A
I-2-①	三条市メール（防犯情報）の配信等	○防犯メール（特殊詐欺注意喚起等） 配信回数：6回 ○防犯メール（不審者情報） 配信回数：10回 ○登録者数：12,174人（R8/1/19時点）	・引き続き事案の発生状況等を踏まえてメール配信を行うとともに、市民が多く集まる機会を捉えてメール登録に向けた広報活動を行っていく。 ・引き続き積極的にメール配信登録を勧め、配信回数を増やすように努めたい。またX及びLINEも連動し、幅広く周知を行う。 ・今年度同様、関係機関との連携を図り不審者情報を速やかに配信する。	B
I-2-②	事業者への情報提供、意識啓発	・一般財団法人 燕三条地場産業振興センターが配信を行っているメルマガ「じばさんメール」に登録している事業者に対して、三条市からの防犯情報を送付し、防犯に対する意識啓発を図った。	・市内事業所へ引き続き機会を捉えて事業所に情報提供を行う。	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

I 意識づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
I-3-①	薬物乱用防止教室等の特別授業	・中学校・義務教育学校後期課程はすべての学校で年1回の薬物乱用防止教室を開催したが、小学校では2校開催せず、前年と同様の実績となった。 【令和6年度 中学校9/9校、小学校18/20校の実施】 【令和7年度 中学校9/9校、小学校18/20校の実施】 【評価Cの理由】 小学校の実施率向上を目標としていたが、前年と同様の実施率となっているため。	・全小中学校・義務教育学校前期課程及び後期課程で実施する。 ・外部講師や養護教諭などによる授業の実施率60%以上を目指す。	C
I-3-②	関係機関と連携した児童・生徒への指導	・いじめ・不登校対応研修会（5月7日、7月2日） ・不登校児童生徒への対応力向上研修会（8月7日） ・三条市学校警察等連絡協議会（5月28日） ・ネットトラブル防止教室（27校で実施） ・子ども・若者総合サポートシステム児童生徒支援部会実務者会議（10月3日、2月18日実施）	・いじめ・不登校対応研修会2回実施 ・不登校児童生徒への対応力向上研修1回実施 ・三条市学校警察等連絡協議会1回実施 ・子ども若者・総合サポートシステム児童生徒支援部会2回実施	B
I-3-③	高齢者教室と連携した防犯講話	・東三条自治会で出張トークを実施し、交通安全及び防犯における注意点について、講話を行った。 ・10月25日開催の当面地区防犯推進大会に市も出席し、地域への防犯啓発活動に従事した。	・高齢者が集まる機会を捉えて特殊詐欺等被害防止の講話を行い、高齢者の防犯意識向上を図る。	B

II 地域づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
II-1-①	防犯パトロールグッズの斡旋	・防犯協会と連携を図り、パトロールグッズ（パトロール用蛍光ベスト、誘導棒）の購入補助について自治会へ案内し、要望を取り纏めている。（受付中、3/5時点で5件）	・支援を継続的に行っていくことで、地域の主体的な防犯活動を後押しする。	B
II-1-②	防犯協会負担金	・令和7年4月1日現在の三条市人口91,524人×13円≒1,190,000円の負担金を支出	・防犯協会の事業に対して財政支援を行うことにより、市民生活の防犯意識の底上げに貢献する。 ・学校、地域、金融機関等あらゆる市民層の防犯意識の底上げに貢献する。	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅱ 地域づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R 7 年実施状況	R 8 年実施方針	評価
Ⅱ－１－③	防犯カメラの設置等	・防犯カメラの設置は、令和4年度から令和6年度までの3年間で終了した。 ・令和7年度に定期点検が必要な防犯カメラについては、専門業者による点検を行った。	・通学路設置の防犯カメラの維持管理を実施する。	B
Ⅱ－２－①	登下校時の見守りパトロール	・PTAや自治会など、保護者や地域の協力を得ながら全学校で見守りパトロールを実施した。 ・クマの出没が確認された場合並びに県の「クマ出没特別警報」の期間中、教職員や学校教育課による見守りパトロールを実施した。 【評価Aの理由】 例年と比較して大幅に増加したクマの出没に対する見守りパトロールを強化したため。	・児童生徒が安全に登下校できるように、PTAや自治会と協力しながら見守り体制の充実を図る。	A
Ⅱ－２－②	子ども110番の家	・各学校で子ども110番の家の周知を行った。	・子ども110番の家の現状把握に努め、周知を図る。	B
Ⅱ－３－①	高齢者家庭訪問	・コロナウイルス感染症流行をきっかけに、ここ数年は高齢者家庭訪問を実施していない。 ・セカンドライフ応援ステーション登録者（1,100名）に特殊詐欺被害防止チラシを配布した。	・令和8年度以降は高齢者の集いの場やセカンドライフ応援ステーションへの周知を中心として高齢者との信頼関係を築き、特殊詐欺被害防止へと繋げる。	B
Ⅱ－３－②	高齢者への情報提供	・地域包括支援センターが、高齢者が集まる場等で消費者被害等の権利擁護に関する講座（実績8回及び見込み2回）を行うとともに、他の講座の際に啓発資料を配布した。また、高齢者からの消費者被害に関する相談に応じた。 ・高齢者の詐欺被害等を防止するため、介護保険サービス事業所に防犯メールの情報提供を行った。	・消費者被害に関する市民の意識・知見の向上と消費者被害の未然防止	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅱ 地域づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
Ⅱ-3-③	高齢者等見守り事業	・高齢者等見守り事業において、地域住民主体の見守り活動を行った。 【利用登録者数（見込み）】 114名 （R6：122名） うち簡易的な生活支援実施者数（見込み）33名 （R6：29名） 【訪問員数（見込み）】 66名 【見守り実施回数（見込み）】 3,309回 【評価Aの理由】 事業開始以降、少しずつではあるが、簡易的な生活支援の利用者が増加しているため（施設入所等により年間一定数の利用登録解除がある中、令和6年度と比較し簡易的な生活支援の利用者数が増加の見込み）。また、各地域包括支援センターから利用希望に関する話があるため。	・地域住民による支え合い体制の構築、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の形成	A
Ⅱ-3-④	不審者情報の共有化	・市民向けに関係課、警察署等と連携して情報を得た不審者情報について、メール配信、HP掲載及びXにより周知した。（10件）（環境課） ・学校関係者向けに不審者情報のメール配信21件を実施した。（令和8年2月17日現在）（学校教育課）	・三条警察署等の関係機関と連携を図り、児童生徒に危険がある事案については各学校からのメール配信を通じて迅速に保護者等へ周知、注意喚起を行い、犯罪被害の防止を徹底する。	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅲ 環境づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
Ⅲ－１－①	青少年指導委員によるパトロール	- 青色回転灯積載車による巡回実施回数： - 登下校時（通学路）195回（見込） - 非行防止（薄暮～夜間）158回（見込） - クマ出没に伴う下校時緊急巡回（通学路）85回 - 声かけ件数 延べ14,494件（見込） - 青少年指導委員 74人 【評価Aの理由】 例年と比較して大幅に増加したクマ出没に伴う下校時緊急巡回（通学路）を85回と多数実施したため。	犯罪抑止効果のある青色回転灯積載車の活用を図りながら、犯罪被害に合わないための効果的な巡回設定や子どもへの安全指導や広報に努める。	A
Ⅲ－１－②	敷地内パトロール	夕方・夜間、休日の街頭巡回指導時、学校周辺を巡視。実施回数：198回（見込み）	青色回転灯搭載車両を使用し、目に見える「犯罪抑止活動」を継続して実施する。また、巡回時、各コース内の小・中・高等学校周辺の継続的な巡視を行う。	B
Ⅲ－１－③	市職員による青色回転灯パトロール	職員へパトロール実施の協力依頼を行い、2回実施した。	青色回転灯パトロールの実施可能な体制を維持しながら、強化期間の設定等により職員に積極的にパトロールを実施してもらう。	B
Ⅲ－１－④	三条市通学路安全推進会議	8月4日に通学路安全推進会議を実施した。各学校及び自治会から提出された29箇所の改善要望について協議した。また、昨年度の改善要望を受けた改善工事の実施前に関係機関が集まり工事内容の確認を行った。（学校教育課）	- 通学路危険箇所の改善要望について、具体的な協議を進める。（学校教育課） - 改善要望箇所の検討と改善を進める。（環境課・建設課）	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅲ 環境づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
Ⅲ-2-①	防犯灯、街灯の整備	・6灯の防犯灯、街灯を整備（見込み） 【評価Cの理由】 年間50灯の整備を目標としていたが、令和7年度は球切れ交換が多く、街灯整備費から管理費への流用を余儀なくされ、整備件数が減少したため。	・地域からの要望に応えられるよう、早期設置を目指す。 【目標：年間50灯】	C
Ⅲ-2-②	公園の整備	・市で管理する三条市総合運動公園ほか36箇所の樹木等の伐採、剪定及び除草を実施した。 ・公園の樹木等伐採、剪定、除草について計画通り実施できた。	・適時、適切で計画的な管理を徹底する。	B
Ⅲ-2-③	自動車駐車場及び自転車駐車場の管理	・市管理の駐輪場(市内5駅)については、シルバー人材センター及び東光寺駅協力会に依頼し、駐輪場の整理を行っている。 ・放置自転車調査を行い、警察署からの放置自転車所有者照会の回答を受け、所有者へ引取り依頼の文書を送達した。 ・引取りのない自転車17台の撤去を行い、駐車場の整備に努めた。	・定期的な駐輪場整理、放置自転車調査等を通して駐輪場の管理を適切に行い、自転車盗難等の犯罪被害を未然に防ぐ。	B
Ⅲ-2-④	空家等の適正管理	・未改善の特定空家が、89件となった。（令和8年2月2日時点） ・当該89件の内、所有者不在等の理由により、未指導である15件を除いた73件に指導文書を送る等の対応を実施した。	・未改善の特定空家（89件）所有者等に対して、改善が見られるまで継続的に助言・指導を行う。 ・令和8年度以降、相続放棄等により所有者不明となっている空家等について、民法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく財産管理制度を活用し、専門のノウハウを持つ事業者や市内不動産事業者と連携することで、流通の体制の構築を目指す。	B
Ⅲ-3-①	住宅等の防犯対策チラシの設置	・防犯対策のチラシ等を窓口に設置し、来庁者への情報提供に努めた。	・様々な市民層が訪れる市役所という場所を活用し、効果的な情報提供に努める。	B

2 令和7年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅲ 環境づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R7年実施状況	R8年実施方針	評価
Ⅲ-3-②	市民なんでも相談	【市民相談件数】122件（見込み） （家庭、高齢福祉、住環境、財産など） 【消費生活相談件数】204件（見込み） （定期購入トラブル、多重債務など）	・相談者が、安心して相談ができるように明確に情報を聞き取り、客観的ではなく事実確認をきちんと行い、トラブルが解決するよう努める。	B
Ⅲ-3-③	相談体制の整備	【市民相談】 警察への相談を勧めた：11件（見込み） 【消費生活相談】 警察への相談を勧めた：45件（見込み）	・関係部署との連携を推し進め、的確な相談が行えるよう努める。	B

3【参考】犯罪発生状況（三条市安全・安心なまちづくり推進計画評価指標）

安全・安心なまちづくり推進計画に掲げた犯罪の発生状況について評価するもの

(1) 刑法犯認知件数

目標

令和4年を基準年、令和9年を目標年として刑法犯認知件数を309件から247件に減少(62件、減少率20%)させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R9年
件数	309	402	416	358			247
対目標年比	基準値	155件	169件	111件			目標値
対基準年比	—	30.1%	34.6%	15.9%			—
		93件	107件	49件			

(2) 特殊詐欺被害件数

目標

令和4年を基準年として特殊詐欺被害件数及び被害額を減少させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
件数	14	18	9	18		
対基準年比	基準値	28.6%	▲35.7%	28.6%		
		4件	▲5件	4件		
被害額(万円)	1,957	3,127	4,911	3,127		
対基準年比	基準値	59.8%	150.9%	59.8%		
		1,170	2,954	1,170		

(3) 窃盗犯件数

目標

令和4年を基準年として窃盗犯件数を減少させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
件数	184	252	293	227		
対基準年比	基準値	37.0%	59.2%	23.4%		
		68件	109件	43件		

達成状況等

(1) 刑法犯認知件数

基準年である令和4年の件数から62件減（減少率20%）の247件という目標に対し、令和7年実績では、111件増（増加率15.9%）となっており、**未達成**となっている。

(2) 特殊詐欺被害件数

基準年である令和4年と比較して、件数は4件増（増加率28.6%）の18件、被害額は1,170万円増（増加率59.8%）の3,127万円となり、**未達成**となっている。

(3) 窃盗犯件数

基準年である令和4年と比較して、件数は43件増（増加率23.4%）の227件となり、**未達成**となっている。

考察等

- ・計画で示している各事業については、概ね予定通りの実施となっているが、数値目標を達成しなかった。
- ・次年度は引き続き各事業を継続しつつ、特に被害件数が前年比の2倍である特殊詐欺被害についての対応策を三条警察署等の関係機関と相談し、検討する。